

京都市都市経営戦略会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第105号

京都市都市経営戦略会議規則の一部を改正する規則

京都市都市経営戦略会議規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「助役，収入役」を「副市長」に改め，同条中第6号を第7号とし，第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ，同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 地球環境政策監

第3条第2項中「助役及び収入役」を「副市長」に改め，同条第4項中「（助役に限る。以下同じ。）」を削る。

第4条第2項中「助役，収入役」を「副市長，地球環境政策監」に，「，理財局長及び環境局長」を「及び理財局長」に，「第2条各号」を「第2条第2号から第7号まで」に改める。

第5条第3項中「助役」を「副市長」に改め，同条第4項中「助役，収入役」を「副市長」に改め，同条第7項中「助役，収入役」を「副市長，地球環境政策監」に，「，理財局長及び環境局長」を「及び理財局長」に，「第2条各号」を「第2条第2号から第7号まで」に改める。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

(総合企画局政策推進室政策調整課)